○農林水産省告示第七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

香川県東かがわ市南野字宗極乙二二、乙二六の一五、乙二六の一七、乙二六の一九から乙二六の二二まで、乙二六の二四から乙二六の二八まで、乙二六の三〇から乙二六の三二まで、乙二六の三五、乙二六の三六、乙二六の三八、乙二六の五三、乙二六の七〇から乙二六の七四まで、五名字梶谷二五〇四の一、二五〇四の二、二五〇四の三・二五〇四の四（以上二筆国有林）、二五〇六の一から二五〇六の三まで、二五〇六の四（国有林）、字南影ノ木屋二五〇七、二五〇九の一、二五〇九の二、二五〇九の五から二五〇九の七まで、字間土二五四〇の一、さぬき市多和兼割八九の一、八九の五、八九の九から八九の一四まで、高松市塩江町上西甲字上貝ノ股二〇〇一の四、塩江町安原上東字南地二五七七の二、二五七七の三、字杉谷二六七七の五七、字下所二六九一、二六九二の七、二六九二の一五、二六九二の六九、二六九二の八一から二六九二の八六まで、二六九二の二一七、二六九二の二四二、二六九二の二四三、仲多度郡まんのう町川東字葛篭野二一七五の一、甲二一七五の一三、甲二一七五の一四、二一七五の二三から二一七五の三七まで、二一七五の五四まで、二一七五の六一、二一七五の一二二、二一七五の一二三、二一七五の一二五、二一七五の一二七、二一七五の一二九、二一七五の一三二、二一七五の一三五、二一七五の一三六、二一七五の一三八、二一七五の一四一、二一七五の一四三、二一七五の一四七、二一七五の一五一、二一七五の一五三、二一七五の一五五、二一七五の一五七、二一七五の一五八、二一七五の一六〇、二一七五の一六二、二一七五の一六八、二一七五の一七一、二一七五の一七三、二一七五の一七六（国有林）、二一七五の一七九、二一七五の一八一、二一七五の一八三、二一七五の一八四、二一七五の一八六、字ノタント二一八二の一、二一八二の二、二一八三の一、二一八三の二、二一八四、二一八五、二一八六の一、二一八六の二、字奥林二三一一、二三一二三、二三二七の一から二三二七の三まで、二三三六の一から二三三六の三まで、二三三六の七、二三三六の一〇、二三三六の一二、二三三六の一三、二三三六の二一、二三三六の二三、中通字橋谷一一五四の一から一一五四の九まで、一一五四の一一から一一五四の五三まで、一一五四の七一、一一五四の八六、一一五四の八八から一一五四の九〇まで、一一五四の九二、一一五四の九三、一一五四の一二六、一一五四の一二七、一一五四の一二九、一一五四の一三一、一一五四の一三三、一一五四の一三五、一一五四の一三七、一一五四の一三九、一一五四の一四五、一一五四の一四八、一一五四の一五四、一一五四の一五七、一一五四の一六一、一一五四の一七一、一一五四の一八四、一一五四の一八七、一一五四の一九一、一一五四の一九五、一一五四の一九七、一一五四の二〇一、一一五四の二〇三、一一五四の二一二（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁並びに関係市役所及びまんのう町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百九十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年三月十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル

二　変更する年月日

平成二十四年四月一日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

東京渋谷事務所　東京都渋谷区渋谷一丁目十六番九号

○国土交通省告示第二百九十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十九日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	認定に係る物件の範囲	有効期間
船外機（連続最大出力74キロワット以下のものに限る。）	認定に係る物件の範囲	有効期間
スズキ株式会社　二輪工場（豊川）	愛知県豊川市白鳥町兎足1番地2	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

○国土交通省告示第三百号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十九日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
国際化工株式会社　千葉工場	千葉県市原市奈良字菅の沢298番地の1	救命索発射器	平成24年3月28日から平成29年3月27日まで
〃	〃	自己点火灯（小型船舶用自己点火灯を含む。）	〃
〃	〃	自己発煙信号（小型船舶用自己発煙信号を含む。）	〃
〃	〃	落下傘付信号	〃
〃	〃	火せん（小型船舶用火せんを含む。）	〃
〃	〃	信号紅炎（小型船舶用信号紅炎を含む。）	〃
〃	〃	発煙浮信号	〃

○国土交通省告示第三百一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十九日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
鯉亜化工株式会社　埼玉工場	埼玉県日高市大字上鹿山801番地1	救命索発射器	平成24年3月28日から平成29年3月27日まで
〃	〃	自己点火灯（小型船舶用自己点火灯を含む。）	〃
〃	〃	自己発煙信号（小型船舶用自己発煙信号を含む。）	〃